

まどか行政書士法人 遺言作成サポートプラン 報酬額のご案内(税抜)

相続税の試算後、遺言される方のご希望をお伺いした上で遺言の原案を起案し、公正証書の作成をサポートいたします。公証役場へ提出する必要書類の収集や公証人との事前打ち合わせ、当日の証人はお任せください。

【含まれる作業内容】



戸籍収集

被相続人・相続人を正確に確認するため、必要な戸籍一式を収集します。



相続関係説明図の作成

相続関係を図にまとめ、内容を分かりやすく整理します。



名寄帳・不動産登記情報の取得

不動産の所在地・権利関係を確認し、財産内容を正確に把握します。



遺言書作成に関するアドバイス

法的に有効で、想いがきちんと伝わる遺言となるよう助言します。



遺言書原案の作成

ご希望を反映した遺言書の原案を、法令に沿って作成します。



公正証書作成に向けた公証人との事前調整

公証人と事前に内容を確認・調整し、当日の手続きをスムーズに進めます。

【基本報酬】

財産総額	報酬額（税抜）
3,000万円未満	55,000円
5,000万円未満	75,000円
1億円未満	125,000円
2億円未満	155,000円
2億円以上	185,000円

※プラスの財産総額に応じて決まります

【公正証書遺言の場合の加算】

(行政書士報酬)

- ・公証人との打合せ
- ・証人2名の立会い

加算額：30,000円

【行政書士の加算報酬】※該当する場合のみ

- ・3週間以内での作成：基本報酬 × 20%
- ・不動産が5筆（棟）を超える場合：2,000円／1筆（棟）
- ・直系以外の親族の戸籍収集：3,000円／1名
- ・法人への遺贈がある場合：2,000円／1法人

※その他の特殊事案は、事前にお見積りします。

◆ご契約・報酬お支払いに関するご案内

- ・報酬御見積総額のうち、着手金として30,000円を委嘱契約締結後、5営業日以内にお支払いいただきます。
- ・着手金は、委嘱業務終了時に確定した報酬総額より全額控除いたします。

【ご本人にご準備いただくもの】

- ✓ 本人確認書類（顔写真付身分証または印鑑証明書 + 実印）

※それ以外の手続き・書類準備は、すべて当事務所が対応します。

● 実費（公証役場にお支払いいただく費用）※行政書士報酬とは別です

【公証役場手数料】目的の価額に応じた手数料

100万円まで：5,000円	5,000万円まで：33,000円
200万円まで：7,000円	1億円まで：49,000円
500万円まで：13,000円	1億円超～3億円まで：49,000円 + 5,000万円ごとに15,000円 加算
1,000万円まで：20,000円	3億円超～10億円まで：109,000円 + 5,000万円ごとに13,000円 加算
3,000万円まで：26,000円	10億円超：291,000円 + 5,000万円ごとに9,000円 加算

【公証役場手数料の加算】

- ・遺贈を受ける人が複数いる場合：人数分を合算
- ・財産総額1億円未満：手数料に13,000円加算
- ・病床で作成する場合：手数料50%増 + 公証人日当

◆公証役場手数料は法令で定められており、当事務所の報酬には含まれておりません。作成日当日に公証役場にてお支払いいただきます